

松阪市地域計画（飯南・飯高管内）を策定または変更するので、農業経営基盤強化促進法に関する法律（昭和五十五年法律第六十五号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画案を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人は、農業経営基盤強化促進法に関する法律第19条第7項の規定により、当該地域計画案に対し、縦覧期間満了の日までに意見を提出することができます。当該地域計画を定めたときは、提出された意見書の要旨及び該当意見書の処理の結果を併せて公告します。

令和 7年12月 2日

松阪市長 竹上 真人



1 松阪市地域計画（飯南・飯高管内）策定案の地区名

- ・飯高町下滝野・宮前地区
- ・飯高町作滝・赤桶地区
- ・飯高町田引地区
- ・飯高町富永地区
- ・飯高町宮本地区
- ・飯高町加波地区

2 松阪市地域計画（飯南・飯高管内）変更案の地区名

- ・飯南町深野地区
- ・飯南町下仁柿地区
- ・飯南町有間野地区
- ・飯南町向粥見地区（波留・本郷）
- ・飯南町粥見地区（上郷）
- ・飯南町粥見地区（下郷、畑井・三郷）
- ・飯高町栗野地区
- ・飯高町七日市地区
- ・飯高町森地区
- ・飯高町乙栗子地区

3 松阪市地域計画（飯南・飯高管内）案の縦覧期間

自 令和 7年12月 2日

至 令和 7年12月15日

4 松阪市地域計画（飯南・飯高管内）案の縦覧場所（及び意見書の提出先）

松阪市役所 産業文化部 西部農林水産事務所 松阪市飯高町宮前180番地

5 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見は書面によるものとし、提出先に直接持参するか郵送又はファクシミリにより受け付けます。

本市の定める様式に住所、氏名、電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地、電話番号）を記載してください。